

広島県告示第九百三十五号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和五年七月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県江田田市	上池一号(別表一のとおり)
広島県東広島市	土管池外一箇所(別表二のとおり)

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	向井池外三二箇所(別表二のとおり)

告示番号	令和三年広島県告示第九百三十四号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	相原池外一箇所(別表二のとおり)

告示番号	令和五年広島県告示第六百二十九号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	尾ノ城池上(別表二のとおり)

別表一から別表二までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。